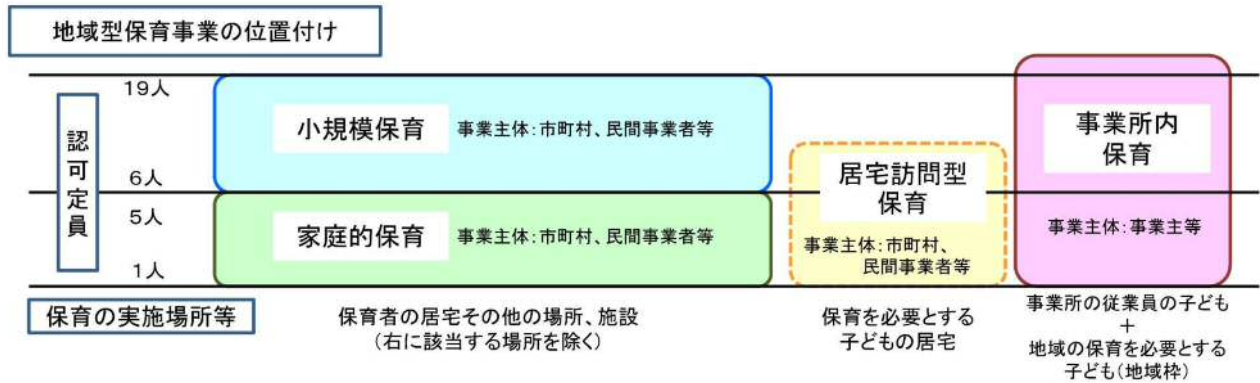


藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について

地域型保育事業は、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。

原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業で、次の4類型があります。

1. 地域型保育事業について



類 型	内 容
(1) 家庭的保育事業	定員を5名以下とし、保育者の居宅その他の場所で保育を行う。家庭的な雰囲気の中で保育を実施。
(2) 小規模保育事業	定員を6～19名とし、保育を目的とした様々なスペースで、小規模で保育を実施。3つの類型がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・A型：保育所分園に近い類型</li> <li>・B型：AとCの中間的な類型</li> <li>・C型：家庭的保育に近い類型</li> </ul>
(3) 事業所内保育事業	企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員のほかに、地域の子どもにも保育を提供する。
(4) 居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1：1で保育を行います。

地域型保育事業を、国・都道府県・市町村以外のものを行う際には、市町村の「認可」を受ける必要があります。この認可基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとされています。

従うべき基準	「従うべき基準」と異なる内容は定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの。
参酌すべき基準	「参酌すべき基準」を十分参照をしたうえで、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの。

## 2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る基本的な考え方

国・府の基準に準拠することを基本としますが、家庭的保育事業及び小規模保育事業（C型）、居宅訪問型保育事業に従事する家庭的保育者は、保育士資格を有する者と考えます。

### ○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

【全ての事業に共通する事項】

※「従」→従うべき基準・「参」→参酌すべき基準

項目	国基準（厚生労働省令より抜粋）	従・参	藤井寺市の考え方
最低基準 第3条 第4条	最低基準を超え、設備及び運営を向上させること。 最低基準を理由として、設備又は運営を低下させてはならない。	参	国基準のとおり
事業者等の一般原則 第5条	利用乳幼児の人権に配慮し、一人一人の人権を尊重し、運営を行う。地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努める。	参	国基準のとおり
保育時間 第24条	1日につき8時間を原則。	参	国基準のとおり
保護者との連絡 第26条	保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、理解及び協力を得るよう努める。	参	国基準のとおり
非常災害 第7条	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設置。 非常災害に対する具体的計画を立て、避難及び消火訓練を少なくとも月1回実施。	参	国基準のとおり
職員 第8条 第9条 第10条	健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者。	参	国基準のとおり
	自己研鑽に励み、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める。職員に対する研修の機会の確保。	参	国基準のとおり
	社会福祉施設を併設する場合、設備及び職員の一部を兼ねることができる。 ※保育室及び各事業所に特有の設備、乳幼児の保育に直接従事する職員は除く。	従	国基準のとおり
利用者との関わり 第11条 第12条 第13条	国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的取扱いをしてはならない。心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。虐待及び懲戒に係る権限乱用の禁止。	従	国基準のとおり
衛生管理	乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水の衛生的な	参	国基準のとおり

第14条	管理と衛生上必要な措置。 感染症又は食中毒の発生・まん延に対する必要な措置。 必要な医薬品等の管理。		
健康診断 第17条	(乳幼児) 利用開始時、少なくとも年2回の定期健康診断を実施 (入所前に健康診断を実施し、利用開始時の健康診断に相当すると認められる場合、診断結果の把握に代えることができる) ※健康診断をした医師は結果を記録し、必要に応じ家庭的保育事業等による保育を受けること又は保育の解除・停止等の手続きの勧告を行う。	参	国基準のとおり
	(職員) 特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	参	国基準のとおり
内部規定 第18条	事業の運営について重要事項に関する規定を定める。	参	国基準のとおり
帳簿 第19条	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備。	参	国基準のとおり
苦情処理等 第21条	苦情対応のための窓口等必要な措置を講じること。	参	国基準のとおり
	市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。	参	国基準のとおり

(1) 家庭的保育事業

項目	国基準（厚生労働省令より抜粋）	従・参	藤井寺市の考え方
保育従事者 第23条	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者	従	家庭的保育者を市町村長が行う研修を修了した保育士に限定する
職員数 第23条	3 : 1（家庭的保育補助者を置く場合は5 : 2）	従	国基準のとおり
設備・面積 第22条	（保育室等） 保育を行う専用の部屋 1人3.3㎡ （部屋自体は9.9㎡以上が必要）	参	国基準のとおり
	（屋外遊戯場） 同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭 ※付近の代替地可 2歳以上児 1人3.3㎡	参	国基準のとおり
	（その他） 採光、照明及び換気設備、便所	参	国基準のとおり
給食 第22条 第23条	（給食） 自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	従	国基準のとおり
	（設備） 調理設備	従	国基準のとおり
	（職員） 調理員（保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可） ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	従	国基準のとおり
耐火基準 第22条	火災報知器・消火器の設置 消火訓練・避難訓練の定期的実施	参	国基準のとおり
連携施設 第6条	次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援。 ・必要に応じた代替保育の提供。 ・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ ※5年間の経過措置あり	従	国基準のとおり

嘱託医 第23条	嘱託医の配置	従	国基準のとおり
-------------	--------	---	---------

(2) - 1 小規模保育事業 (A型) の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準 (厚生労働省令より抜粋)	従・参	藤井寺市の考え方
保育従事者 第29条	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	従	国基準のとおり
職員数 第29条	0歳児3 : 1 1・2歳児6 : 1 3歳児 (★) 20 : 1 4歳以上児 (★) 30 : 1 +1名	従	国基準のとおり
設備・面積 第28条	(保育室等) 乳児室又はほふく室1人3.3㎡ 保育室又は遊戯室1人1.98㎡	参	国基準のとおり
	(屋外遊戯場) 2歳以上児1人3.3㎡ ※付近の代替地で可	参	国基準のとおり
	(その他) 便所	参	国基準のとおり
給食 第28条 第29条	(給食) 自園調理 (連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能)	従	国基準のとおり
	(設備) 調理設備	従	国基準のとおり
	(職員) 調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	従	国基準のとおり
耐火基準 第28条	別表1のとおり	参	国基準のとおり
連携施設 第6条	次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園 (連携施設) を適切に確保しなければならない。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援。 ・必要に応じた代替保育の提供。 ・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ	従	国基準のとおり

	※5年間の経過措置あり		
嘱託医 第29条	嘱託医の配置	従	国基準のとおり

★: 保育の体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して保育が必要と認められる満3歳以上の児童（特例地域型保育給付の対象）の場合

(2) - 2 小規模保育事業（B型）の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準（厚生労働省令より抜粋）	従・参	藤井寺市の考え方
保育従事者 第31条	保育士1/2以上（保育士以外は研修を修了した者） ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	従	国基準のとおり
職員数 第31条	0歳児3：1 1・2歳児6：1 3歳児（★）20：1 4歳以上児（★）30：1 +1名	従	国基準のとおり
設備・面積 第32条	（保育室等） 乳児室又はほふく室1人3.3㎡ 保育室又は遊戯室1人1.98㎡	参	国基準のとおり
	（屋外遊戯場） 2歳以上児1人3.3㎡ ※付近の代替地で可	参	国基準のとおり
	（その他） 便所	参	国基準のとおり
給食 第31条 第32条	（給食） 自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	従	国基準のとおり
	（設備） 調理設備	従	国基準のとおり
	（職員） 調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	従	国基準のとおり
耐火基準 第32条	別表1のとおり	参	国基準のとおり
連携施設 第6条	次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援。	従	国基準のとおり

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じた代替保育の提供。</li> <li>・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ</li> </ul> ※5年間の経過措置あり		
嘱託医 第31条	嘱託医の配置	従	国基準のとおり

★: 保育の体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して保育が必要と認められる満3歳以上の児童（特例地域型保育給付の対象）の場合

(2) - 3 小規模保育事業（C型）の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準（厚生労働省令より抜粋）	従・参	藤井寺市の考え方
保育従事者 第34条	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者	従	家庭的保育者のうち、1人は保育士資格を有するものとする
職員数 第34条	3 : 1（家庭的保育補助者を置く場合は5 : 2）	従	国基準のとおり
設備・面積 第33条	（保育室等） 乳児室又はほふく室1人3.3㎡ 保育室又は遊戯室1人3.3㎡	参	国基準のとおり
	（屋外遊戯場） 2歳以上児1人3.3㎡ ※付近の代替地で可	参	国基準のとおり
	（その他） 便所	参	国基準のとおり
給食 第33条 第34条	（給食） 自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	従	国基準のとおり
	（設備） 調理設備	従	国基準のとおり
	（職員） 調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	従	国基準のとおり
耐火基準 第33条	別表1のとおり	参	国基準のとおり
連携施設 第6条	次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければ	従	国基準のとおり

	<p>ばならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援。</li> <li>・ 必要に応じた代替保育の提供。</li> <li>・ 保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ</li> </ul> <p>※5年間の経過措置あり</p>		
<p>嘱託医 第34条</p>	<p>嘱託医の配置</p>	<p>従</p>	<p>国基準のとおり</p>

### (3) 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準（厚生労働省令より抜粋）	従・参	藤井寺市の考え方
<p>提供する保育 第37条</p>	<p>次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育。</p> <p>②教育・保育施設、地域型保育事業者が利用定員の減少・確認の辞退をする際の、便宜の提供に対応するために行う保育。</p> <p>③児童福祉法第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育。</p> <p>④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育。</p> <p>⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育。</p>	<p>従</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>保育従事者 第39条</p>	<p>家庭的保育者</p> <p>※市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者</p>	<p>従</p>	<p>家庭的保育者を市町村長が行う研修を修了した保育士に限定する</p>
<p>職員数 第39条</p>	<p>1：1</p>	<p>従</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>連携施設 第40条</p>	<p>連携施設の設定は一律には求めない。</p> <p>※上記「提供する保育①」に該当する場合には、障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p>	<p>従</p>	<p>国基準のとおり</p>



(4) 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準（厚生労働省令より抜粋）	従・参	藤井寺市の考え方
保育従事者 第44条 第47条	<p>【定員20名以上】 保育士</p> <p>【定員19名以下】 保育士1/2以上（保育士以外は研修を修了したものの）</p> <p>※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	従	国基準のとおり
職員数 第44条 第47条	<p>【定員20名以上】 0歳児3：1 1・2歳児6：1 3歳児（★）20：1 4歳以上児（★）30：1</p> <p>【定員19名以下】 0歳児3：1 1・2歳児6：1 3歳児（★）20：1 4歳以上児（★）30：1 +1名</p>	従	国基準のとおり
設備・面積 第43条 第48条	<p>（保育室等）</p> <p>【定員20名以上】 乳児室1人1.65㎡ ほふく室1人3.3㎡ 保育室又は遊戯室1人1.98㎡</p> <p>【定員19名以下】 乳児室又はほふく室1人3.3㎡ 保育室又は遊戯室1人1.98㎡</p>	参	国基準のとおり
	<p>（屋外遊戯場） 2歳以上児1人3.3㎡ ※付近の代替地で可</p>	参	国基準のとおり
	<p>（その他）</p> <p>【定員20名以上】 医務室、便所</p> <p>【定員19名以下】 便所</p>	参	国基準のとおり
給食 第43条 第44条 第47条 第48条	<p>（給食） 自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）</p>	従	国基準のとおり
	（設備）	従	国基準のとおり

	<p>【定員20名以上】 調理室</p> <p>【定員19名以下】 調理設備</p>		
	<p>(職員) 調理員</p> <p>※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要。</p>	従	国基準のとおり
耐火基準 第43条 第48条	別表1のとおり	参	国基準のとおり
連携施設 第45条	<p>【定員20名以上】 連携施設を確保しないことができる。</p> <p>【定員19名以下】 次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援。</li> <li>・必要に応じた代替保育の提供。</li> <li>・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ</li> </ul> <p>※5年間の経過措置あり</p>	従	国基準のとおり
地域枠の子ども の受け入れ 第42条	別表2の「地域枠の定員」以上の定員枠を設けなくてはならない。	参	国基準のとおり
嘱託医 第44条 第47条	嘱託医の配置	従	国基準のとおり

★:保育の体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して保育が必要と認められる満3歳以上の児童（特例地域型保育給付の対象）の場合

《別表1》保育室等を2階以上に設ける場合に満たす基準

		2階	3階	4階以上
ア		耐火建築物又は準耐火建築物		
イ ※ それ ぞれ の 区 分 で い ず れ か 1 以 上 も う け ら れ て い る こ と	常用	1. 屋内階段 2. 屋外階段	1. 屋内避難階段又は特別 避難階段 2. 屋外階段	1. 屋内避難階段又は特別 避難階段 2. 屋外避難階段
	避難用	1. 屋内避難階段又は特別 避難階段 2. 待避上有効なバルコニー 3. 準耐火構造の屋外傾斜 路又はこれに準ずる設備 4. 屋外階段	1. 屋内避難階段又は特別 避難階段 2. 耐火構造の屋外傾斜路 又はこれに準ずる設備 3. 屋外階段	1. 屋内避難階段又は特別 避難階段（屋内避難階 段の構造は建築物の1階 から保育室等の階までの 部分に限り、屋内と階段 室とは、バルコニー又は 外気に向かって開くこと の出来る窓若しくは排煙 設備を有する付室を通じ て連絡すること。※その 構造は耐火構造の壁で囲 み、天井及び壁の室内は 仕上げ及び下地を不燃材 料とし、屋内からバルコ ニー又は付室への出入り 口は特別防火設備、バル コニー又は付室から階段 室への出入り口は防火設 備とする） 2. 耐火構造の屋外傾斜 路 3. 屋外避難階段
ウ		イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、保育室等からの歩行距離は30m以下とする。		
エ		調理設備以外の部分と調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設ける。 ※スプリンクラー設備等の自動式のもの設けられている、又は調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、外部への延焼を防止する措置が設けられている場合を除く。		

オ		壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とする。
カ	保育室等乳幼児が出入り・通行する場所に転落事故防止設備を設ける。	
キ		非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設ける。
ク		カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは防火処理を施す。

《別表2》利用定員の区分に応じて設ける地域枠の定員数

利用定員数	地域枠の定員	
	国基準	藤井寺市の考え方
1名～5名	1名	国基準のとおり
6名～7名	2名	
8名～10名	3名	
11名～15名	4名	
16名～20名	5名	
21名～25名	6名	
26名～30名	7名	
31名～40名	10名	
41名～50名	12名	
51名～60名	15名	
61名～70名	20名	
71名以上	20名	